

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する
意見募集の結果について

2009年4月17日
知的財産戦略推進事務局

1. 実施期間

2009年3月2日（月）～3月25日（水）

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、「知的財産推進計画2008」の見直しに当たり、盛り込むべき政策事項について電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

3. 提出された意見

合計106件（うち団体及び企業から36件）

4. 主な意見の概要

主な意見の概要は別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった主な団体及び企業

【団体】(50音順)

- ・ R F T 東関東放送
- ・ 無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会
- ・ 大阪医薬品協会 知的財産研究会 特許情報部会
- ・ (社) 音楽出版社協会
- ・ (社) コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ 在日米国商工会議所 (ACCJ) 知的財産委員会
- ・ (社) 情報科学技術協会
- ・ 知的財産人材育成推進協議会
- ・ 著作権教育フォーラム
- ・ (社) 電子情報技術産業協会
- ・ 東京商工会議所
- ・ 東京大学大学院情報学環七丈直弘研究室
- ・ (社) 日本印刷産業連合会
- ・ (社) 日本映像ソフト協会
- ・ (社) 日本音楽著作権協会
- ・ 日本行政書士連合会
- ・ (社) 日本経済団体連合会 (経団連)
- ・ (社) 日本資産評価士協会
- ・ (社) 日本書籍出版協会
- ・ 日本製薬工業協会 / (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会
- ・ 日本製薬団体連合会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ 日本知的財産協会 特許第1委員会
- ・ (社) 日本図書館協会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会
- ・ (社) 日本レコード協会
- ・ ビジネス ソフトウェア アライнс
- ・ 北海道
- ・ (社) ユニオン・デ・ファブリカン

【企業等】(50音順)

- ・ I B Mコーポレーション / 日本アイ・ビー・エム (株)
- ・ NRI サイバーパテント (株)
- ・ LVJグループ (株) / ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー
- ・ 日本ユニシス (株)
- ・ マイクロソフト (株) / マイクロソフトコーポレーション

(別紙)

主な意見の概要

目次

【全般】	1
1. イノベーション促進のための知財戦略の強化	2
(1) 技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築	2
(2) 大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の強化	5
(3) イノベーション創出に資する知的財産人材の育成	7
(3) イノベーション創出に資する知的財産人材の育成	7
(4) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する	9
2. グローバルな知財戦略の強化	12
(1) 世界知財システムの構築等に向けた取組の強化	12
(2) 海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化	15
(3) 海外展開や海外リソースの活用の促進	18
(4) 国際標準化活動の強化	19
3. ソフトパワー産業の成長戦略の推進	21
(1) ソフトパワー産業の振興	21
(2) クリエーターの創作環境の充実と育成	24
(3) ソフトパワー産業の海外展開の強化	26
(4) 拠点地域における発信力の強化	27
(5) 訪日促進等を通じた認知度の向上	27
(6) ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度の構築	28
(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備	29
(8) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化	34
4. 知的財産権の安定性・予見性の確保	39
5. 利用者ニーズに対応した知財システムの構築	41

【全般】

- ・ 競争力強化を追求してきたプロパテント政策の成果を踏まえ、“競争”と“協調”のバランスのとれたプロイノベーション政策へと深化を図り、それを体現する知財制度が必要。プロイノベーションの考え方に立脚した知財制度が有すべき理念については、「公正性」の担保、「柔軟性」の確保、「国際的な共通性」への配慮である。知財権は国ごとに成立し、保護されている。しかし、デジタル・ネットワーク化の進展などとも相まって、国境を越えた連携によるイノベーション創出が重要になってきており、国際的なコンセンサスを得られる共通性を目指しつつ、グローバルな知財制度を構築していくことが求められる。(日本経団連)
- ・ 知的財産推進計画は、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする経済社会の実現」(知的財産基本法第1条)のために策定されるべきものであるが、そのためには知的財産の「創造」「保護」「活用」のバランスが極めて重要である。「活用」を促進するためとの理由で「保護」の水準を切り下げた場合には、クリエイターに適正な利益が還元されない結果、魅力あるコンテンツの「創造」が困難となり、我が国のコンテンツの質が低下することに留意すべきである。コンテンツの流通促進は、権利の保護を犠牲にして行うべきものではなく、契約ルール形成や権利の集中管理事業の拡大により対応すべきである。(社団法人日本レコード協会)
- ・ イノベーションやそれを促進する知的財産制度をめぐる情勢は、知識の増大と拡散、フラット化する世界、増大する特許出願、オープンな協力によるイノベーションの台頭、集団知の顕在化、知的財産をめぐる新たなプレイヤーの登場など、大きく変化している。そのような変化に対応すべく、これまでのプロパテント政策は次の段階へと深化すべき時期に達しており、このようなタイミングで知的財産推進計画において活発な議論が行われることは大変有意義である。(IBM コーポレーション)
- ・ 「知的財産推進計画 2009」策定に当たっては、各取組について実質的なメリハリをつけること、また、これまで策定された施策の中で中長期的な視点からじっくりと取り組まなければならない施策(例：産学官連携)については、個々の施策に応じた評価、フォロー、軌道修正等が必要。次に、新規に「知的財産推進計画 2009」に取り込むべき施策については、産業界の声も十分に反映し、早期に取り組むべき施策、しっかりと議論を行った後に取り組むべき施策等々、国際的なバランスも考慮し、メリハリのある優先度を付けた立案をすることが重要。(日本知的財産協会)
- ・ 知財戦略2008で提示されている基本的な方向性については概ね賛同する。しかしながら、本年度中に結論を得るとしながらも実質的には進展が得られない施策がほとんどであり、すでに知的財産推進計画そのものが形骸化し始めている感は否めない。各担当省庁に対して、その実行責任を負わせるなど、実現強化へ向けてのこ入れが必要である。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会)

1. イノベーション促進のための知財戦略の強化

(1) 技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築

【特許制度見直し】

- ・ 特許庁の特許制度研究会での議論の過程において、強制実施の活用や差止の制限について検討する可能性があると思われるが、かかる制限の必要性を強く裏付ける具体的な事例がないまま、権利行使の制限を行うことについて懸念を有する。研究会及びその他の委員会が、関係当事者に対し、意見を述べるための十分な時間と機会を与えることを要望する。(ビジネス ソフトウェア アライнс)

【医療特許】

- ・ 我が国でも「先端医療特許検討委員会」での検討により、欧米と同様の保護の実現が望まれる。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会知的財産合同検討委員会)
- ・ 知財保護による先端医療技術分野の国際的競争力強化のために、先端医療技術の本質である方法発明を正面から認め、米国と同様の広く且つ強力な保護が早急に得られるようにすべき。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会知的財産合同検討委員会)

【特許期間延長制度】

- ・ 現在、患者に有益な改良技術であるDDS (ドラッグ・デリバリー・システム) 等の画期的な先端製剤技術発明についても特許期間の延長対象にする方向で検討中ではあるが、その際には医薬品産業全体の発展を促すことを基本とした制度設計を検討していただきたい。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会知的財産合同検討委員会)

【職務発明】

- ・ 産業政策、労働政策上の観点、そして企業経営を取り巻く環境の変化を踏まえ、過去の発明の取り扱いを含め、職務発明規定の在り方について検証した上で、特許を受ける権利の法人帰属化など、制度の見直しに向けた検討を行うべきである。(日本経団連)
- ・ 職務発明制度の本質と在り方(職務発明の法人帰属、特許法第 35 条の全廃をも含む)について、今度は、時間を掛けてじっくりと議論することが重要。(日本知的財産協会)
- ・ あくまで発明者が特許権を持ち、その実施契約を自由に複数の会社と結べるように特許法を改正すべき。(個人)

【試験研究】

- ・ 特許法第 69 条における試験研究の例外適用の範囲について、現在、判例もなく、明確にされていない。ライフサイエンス分野の研究実態を踏まえ、諸外国の状況などを調査し、明確化に向けて検討すべき。(日本経団連)

【拒絶理由通知の応答期間の延長】

- ・ 在外者よりも内国民には日本特許取得に困難性が生じていること、及び世界ハーモの観点か

ら、今一度「拒絶理由通知の応答期間の延長」に関して検討いただきたい。（日本知的財産協会特許第1委員会）

【日本版フェアユース規定等】

- ・ イノベーションを促進するために、保護と利用のバランスに鑑み、以下の利用を可能とするための権利制限規定が必要である。(1) 新たな技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用 (2) プログラムの研究、性能の検証を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案 (3) 店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達 また、上記のように利用を個別的・限定的に規定する方式に加え、上記以外の利用も含め、今後の技術の進歩、コンテンツ利用環境の急速な変化に柔軟に対応できるよう、下記 (4),(5)のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべき。(4) 著作物としての享受を目的としない利用(例えば、上記の1などが典型的であるが、技術や市場の変化に応じた対応を可能とするため、1に限定しない条項の必要性は高い。) (5) 著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・ ビジネス環境はフェアユース規定のみで形成されているわけではないので、ビジネス環境の比較は、著作権保護のための諸制度も含め総合的にみる必要がある。著作権保護の制度をみることなく、フェアユース規定のみ導入するのでは、コンテンツビジネス環境の格差がさらに拡大してしまうので、外国の制度導入の検討には慎重な検討を要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 日本版フェアユース規定の導入の可否を慎重に検討した結果、権利制限の一般条項を追加することになった場合には、権利者の損失を未然に防ぐためフェアユース規定により権利制限の対象となる具体的行為に関するガイドラインの策定等の措置を講じること、条約適合性を担保するためスリーステップテストに適合することが権利制限の条件であることを権利制限の一般条項に明記すること、権利侵害による権利者の救済を容易にするような法制度(法定損害賠償制度等)を導入すること等も併せて検討することも要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会等においても、著作物の公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入のための具体的な制度設計に関する検討を早急に進めるなどの働きかけを行っていただきたい。((社)日本印刷産業連合会)
- ・ 環境の変化に迅速に対応し日本の産業競争力を高めていくためには、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みが必要であると考え。権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)の導入を含めた、より柔軟性のある著作権制度の設計が具体的になされていくことを希望する。(日本知的財産協会)
- ・ 日本版フェアユースを導入することで、我が国においても、現在の制限規定の範囲を大きく超えた利用が権利者の許諾なしに許されるようになるとすれば、これまで築き上げてきた出版文化の担い手である著者及び出版社にとって、極めて深刻な影響を与えることになると危惧する。慎重な審議が尽くされることを期待する。(社団法人日本書籍出版協会)
- ・ フェアユースを日本の法制度に導入することは、これから先何年にも渡って不確実性が増すことになり、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって損害となるのではないかと懸念する。(ビジネス ソフトウェア アライнс)

【リバース・エンジニアリング】

- ・ 今回の著作権法改正案には盛り込まれていないものの、著作権分科会報告書（平成 21 年 1 月）において権利制限を行うことの妥当性につき報告がなされている事項（例えば、プログラムのリバース・エンジニアリング関係、薬事関係等）についても、法的安定性の観点からは、あわせて継続的な検討と対応を早急に進めていただきたい。（日本知的財産協会）
- ・ コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについて著作権保護を減じることを正当化する明確かつ具体的な証拠なしには著作権の制限を行わないよう要請する。（ビジネスソフトウェア アラインス）

【不使用商標対策】

- ・ 不使用登録商標を減少させるためには、（1）不使用取消審判の活性化（審判請求費用の低減、実体審理の有無に応じた審判請求費用の負担を可能とする制度の導入等）、（2）不使用商標の商標権に基づく権利行使の制限、（3）使用供述宣誓書提出の義務化（登録後 5 乃至 6 年目の段階で使用の証拠及び宣誓書の提出を権利者に義務づける制度）等の検討に取り組むべき。（日本弁理士会）

【医薬品の試験データの保護】

- ・ 国際的な整合性を睨みつつ、日本の産業力強化の観点から、産業界の当初の要望である 10 年間の保護（欧州では既に 10 年 + 1 年の保護）及びバイオ医薬品に適した保護などについて早急な検討が望まれる。（日本製薬工業協会/（財）バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会）

【機能性食品】

- ・ 機能性食品等の新規用途発明に関する特許保護の在り方について、権利行使の在り方とともに検討を要望する。（日本製薬工業協会/（財）バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会）

【休眠特許】

- ・ 実用化されず休眠している特許は、他の者の実施を妨げるだけである。そのような権利は早々に消滅させ、公の財産にすることが産業の発達につながる。そのためには、毎年の特許料の累進加算性を強め、長期間維持の特許料を高額化し、実用化されていない特許は金で淘汰されてゆく制度に戻すべき。（個人）

【任期付き審査官】

- ・ 任期付き審査官に 10 年を超えた任期の付与及び再雇用があってもよいと思う。（個人）

(2) 大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の強化

【産業革新機構】

- ・ 知財の戦略活用によって、国際競争力優位、市場優位を作るところに目を向けた政策が必要である。「産業革新機構」の創設による、イノベーション促進の政策誘導については評価するが、資金面だけでなく開発段階から市場に結びつけるまでのケアも面倒を見るための仕組みも作っていくべき。(日本弁理士会)

【産学連携】

- ・ グローバルな知の獲得競争が繰り広げられる中、知の源泉である大学に対する企業の期待は大きく、さらなる産学連携の強化が望まれる。また、今後は、イノベーション創出を加速していくため、大学と企業の連携だけではなく、大学同士の連携や研究開発法人を含めた幅広い連携に積極的に取り組んでいくべき。(日本経団連)
- ・ 産学連携において、税制が円滑な連携を阻害している面がある。例えば、企業からの研究費で大学が購入した研究設備等について、大学が固定資産化して他の研究に活用した場合、企業は試験研究費として費用処理できないといったリスクがある。こうしたケースをはじめ、産学連携を推進する観点から税制面の支援を積極的に検討すべきである。(日本経団連)
- ・ 産学連携については、徐々に進みつつあるものの、出願すべき特許の質や、契約、実施料の問題をはじめ、秘密保持、大学の知財本部とTLOとの関係、データベースの活用、研究マネージメント、資金の還流、人材の確保や活用、国際共同研究契約等、必ずしも効果的に運用されているとは限らない。そこで、かかる諸問題について産官学が委員を出し、我が国の産学連携の活性化ならびにイノベーションの創出につなげる目的で、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべきことを提案しているが、未だ実現に至っていない。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)
- ・ いまだ実務レベルでは契約交渉の停滞も散見されるところであり、このような停滞による産学連携の機会損失を回避するため、契約締結についての更なる柔軟性確保に向け、大学として産学連携の全体最適を図る視点に立った対応を行うべく、関係者への徹底を継続的に図っていただきたい。(日本知的財産協会)

【大学知財本部、TLO】

- ・ 現在、大学ごとに整備されている大学知財本部やTLOの活動の在り方について見直し、地域あるいは技術分野をベースとした連携体制の構築を進めるとともに、国や地方自治体はその活動を支援すべき。(日本経団連)
- ・ 技術情報などに関する大学と企業とのコミュニケーションを深めるとともに、産学連携の成功事例、失敗事例を検証し、技術の内容や連携の形態に応じた柔軟な契約モデルの策定、また、大学における知財活用のための「ガイドライン」の策定などに取り組むべき。(日本経団連)

【中小企業】

- ・ 従来のセミナー・相談会に代えて、支援チームが知財戦略の策定、知財発掘・権利化・活用の具体的指導・相談等を行う「戦略型企業支援制度」の構築を図るべき。(日本弁理士会)

- ・ 政府・知的財産戦略本部におかれては、次の施策を講じられたい。①生み出した知的財産をビジネスとリンクさせ利益に繋げるシステム作りを推進すること。②特に中小企業で知財を活用してビジネスとして成功した事例集を作成し、PRすること。(東京商工会議所)

【地域における知的財産の活用】

- ・ 地方自治体や各地域の研究機関等が保有する知財について、活用可能なものがどのくらいあるのか調査を行うとともに、その活用に向けて支援すべき。(日本経団連)
- ・ 知的所有権センターの果たす役割は重要であり、その機能の充実のため管理運営に対する助成と人的体制の強化が必要。特に、専門家を確保するため、22年度で終了する予定とされている特許流通アドバイザー派遣について、引き続き支援が必要。(北海道)

【研究開発の戦略的推進】

- ・ 「第3期科学技術基本計画」における「重点推進4分野」に限定されることなく、社会が重視する技術分野を国策としたうえで、知的財産において我が国が国際的な優位を確保すべきことを念頭において、強く広い知的財産権の権利取得を見据えた研究開発が推進されるように戦略的対応の充実を図るべき。(日本弁理士会)
- ・ 発明の分野に応じて出願料や特許料についてインセンティブを与える制度を提案する。(個人)

【iPS細胞の研究・事業化】

- ・ iPS細胞研究の成果を実用化するために、グローバルな知財戦略及びライセンス戦略を展開できるように、産業界のプロ並びに内外の弁理士・弁護士を活用する総合的支援体制を構築し、世界で戦えるグローバルな知財戦略を展開できる仕組みを米国同様、日本でも実現し、定着させる施策を検討していただきたい。また、研究・事業化を加速するための総合的支援体制の構築はiPS細胞研究にとどまらず、先端医療技術開発全般を視野に入れ、検討していただきたい。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)

【特許戦略ポータルサイト】

- ・ 特許戦略ポータルサイトに相当する情報は大変重要であり、特許庁が片手間にサービスするものではなく、特許庁から独立した組織で公平にきちんとサービスしていただきたい。特許庁の特許戦略ポータルサイトの各「自己分析用データ」相当を積極的に公開することは、知的資産経営を促進させ、産業・技術の発展に役立つと推測する。(個人)

(3) イノベーション創出に資する知的財産人材の育成

【企業活動に精通する人材】

- ・ 企業活動全般に精通する弁護士や弁理士など知財人材の充実を図るべき。(日本経団連)

【中小企業における知財教育】

- ・ 政府は中小企業が従業員への知的財産教育を優先的に行うべく、知的財産教育を行う場合に特化した助成制度を設ける等の環境整備を行うべき。(知的財産人材育成推進協議会)

【グローバルなネットワーク形成】

- ・ 国際学術交流における知的財産分野のキャパシティービルディングをテーマとする交流について政府は積極的にこれを支援し、学会及び産業界はこれに協力すべき。(知的財産人材育成推進協議会)

【高等教育】

- ・ 大学等高等教育機関において知的財産に関する科目が少なくとも1科目は設置され、希望する学生に向けて知的財産教育が実施できるよう、政府は大学等高等教育機関に推奨すべき。(知的財産人材育成推進協議会)

【工業所有権情報・研修館】

- ・ 特許庁の審査処理促進及び民間における高度な知的財産人材育成のために工業所有権情報・研修館を通じて特許庁の持つ審査、審判、事務処理ノウハウをより一層、民間へ提供する研修等を充実させるべき。また、サーチャージ競技大会を拡充するなどして、知的財産人材ヘイセンスティブを付与する仕組みの拡大を図るべき。(知的財産人材育成推進協議会)

【弁理士】

- ・ 弁理士数はこの10年間でほぼ倍増しているが、死亡以外の申請による登録抹消者は約3倍に増加している。また、新人弁理士の教育にも従前より多くの時間が必要となっている。弁理士の大幅増員という提言は止めて、弁理士の資質の維持・向上に注力する旨の提言とするべき。(日本弁理士会)
- ・ 特定侵害訴訟における弁理士の単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用の提言については、今後とも引続きこの提言を維持しつつ、適宜検討を進めるよう要望する。(日本弁理士会)

【知的財産専門家】

- ・ 知的財産立国を進める我が国及び産業界にとって、一部の国家資格者のような根拠のない者による「知的財産専門家」の標榜は何らメリットがない。知的財産専門家という表現については、今後も厳選して使用されるようお願いする。(日本弁理士会)

【行政書士】

- ・ 各々の項目に係る法律専門家について「弁護士及び弁理士」のみではなく、「行政書士」

も対象に加えるべき。(日本行政書士連合会)

(4) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する

【適切な権利行使の在り方の検討】

- ・ 我が国においても米国の判例や対策の状況等を参考としつつ、公正な競争環境を維持する観点から、差止請求権が認められるための要件のあり方、あるいは民法の権利濫用の法理や不正競争防止法による対応などについて検証を重ね、イノベーションを阻害しかねない濫用的な権利行使に対して一定の制限を課すことを検討すべき。なお、その場合には、企業が通常実施している権利行使を規制するものとならないよう配慮する必要がある。(日本経団連)
- ・ オープン・イノベーションにおいても、知的財産は重要であり、彼我の権利は尊重されるべきであるが、昨今、パテントトロール、標準化におけるアウトサイダーの権利行使、オープンソースの第三者特許のように、イノベーション促進を阻害する権利行使が問題となっており、一方で、中国における「ITセキュリティ製品の強制認証制度」に基づく情報通信機器へのソースコードの開示、発展途上国等における環境関連特許、技術の強制実施権の設定等、企業のR&D活動への投資のインセンティブを損ないかねない制度設計が議論されている。このような状況に鑑み、産業の健全な発展を図る観点から、一定の要件を満たす場合の差止請求権の制限や、濫用的な権利行使の抑制を含めた適切な権利行使の在り方について、早急に検討を進めるべきである。(日本知的財産協会)
- ・ 発明等の創作へのインセンティブとして本来付与された権利である差止請求権が、無条件で自動的に認められることが果たして合理的であるのか、又かかる権利の行使が当該分野のイノベーションの実現に果たして好ましいものといえるのかについて、再検討がなされるべき。(IBM コーポレーション)

【ライセンス契約の保護】

- ・ 特許権が移転した場合やライセンサーが倒産した場合のライセンシーの保護について、我が国では登録が第三者への対抗要件とされている。しかし、登録を要件とするわが国の制度は、世界的に見ても特異な制度であり、特許のライセンス契約や売買がグローバルな規模で行われている中、企業の円滑な事業活動を阻害する要因となっている。今後、他の法制度全体の見直しとあわせ、契約によって第三者に対抗できる米国型の「当然保護方式」の導入について検討すべき。(日本経団連、日本知的財産協会、IBM コーポレーション)

【ライセンス・オブ・ライト、ソフトIP】

- ・ 各産業の特許権の効力のあり方について検証した上で、産業分野の特性に広く適応するプラットフォームとして、知財の多様な活用を促進する柔軟な仕組みを構築すべきである。具体的には、第三者に対して実施許諾を拒否しないライセンス・オブ・ライトや、差止請求権を制限するSoft IPのように、特許権を付与しつつ、その効力の範囲を選択できるような仕組みを整備することなどが考えられる。(日本経団連)
- ・ ライセンスを通じて協業を促進する観点から、ライセンス・オブ・ライト制度の普及についても検討すべき。(IBM コーポレーション)

【パテントコモンズ】

- ・ パテントコモンズのように、一定条件の下、広く第三者に無償で特許の実施を認める動きも広がってきている。このような取り組みを支援するため、コモンズ化された特許の特許料減免措置などを検討すべき。(日本経団連)

【裁定制度】

- ・ 1994年の日米合意が存在し、實際上、利用関係の裁定実施権が凍結されている我が国の現状では、世界各国が批准しているTRIPS協定第31条よりも後退した運用になっており、国際競争の場において極めて不利な状況に立たされている。本合意の成立経緯の不透明さ及び合意内容の不備(期限、改定方法の欠如)からも、本合意の早期撤廃を強く要望する。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)

【営業秘密の保護】

- ・ 公判審理において営業秘密が公にされることは、被害者である企業にとって二次的な損害を被ることを意味し、企業が告訴に踏み切れない現状は、明らかに司法制度の不備である。公判審理において営業秘密が公になることを防止するための具体的な法的措置の実現に向けて、法務省と経済産業省の連携の下、早急に検討を進めるべきである。(日本経団連)
- ・ 不競法改正案を評価し支持する。また、このような法的な対応とは別に、海外企業への秘密漏洩を事前に防ぐような抑止力となるエンフォースメントについても検討を行うべきであり、調査・取締りの組織的体制を整えるべき。(日本弁理士会)
- ・ 営業秘密の実効的な保護のため、他国の営業秘密保護に関する法制度等も十分に研究し、特に重要な技術の海外への流出防止等の観点から、犯罪抑止力を高めるためにも、1日も早く、実体法の見直しと同時に民事訴訟手続きにおける営業秘密保護策と同様、刑事手続における営業秘密保護策を制度化することを強く要望する。(日本知的財産協会)
- ・ 中小企業自らがノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理対策の重要性を認識し対策を講じることが重要であるため、政府においては、そのための指導及び普及啓発を徹底していただきたい。(東京商工会議所)

【独占禁止法】

- ・ 企業間で協業・連携し、知財の活用を行う場合、知財法だけではなく独禁法など関連する法律についても考慮する必要がある。諸外国における知財法と独禁法の関係について国際的な比較研究を進め、プロイノベーション時代における知財法と独禁法の適切な在り方について検討すべき。(日本経団連)
- ・ 公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」では、“競争を実質的に制限する場合”や“公正競争阻害性を有する場合”について具体的に示されていない。そのため、法的な予見可能性が低くなっており、より具体的なガイドラインの策定に取り組むべき。(日本経団連)

【知的資産の価値評価】

- ・ 知的資産の流通の増加にともない、取引の安全性の担保や企業価値の正当な評価が重要になってきており、知的資産の価値評価、会計基準上の取り扱いについて、国際的なルールの確立

に向けた検討を行うべき。(日本経団連)

【知財流通市場】

- ・ オープン・イノベーションの推進を図るには、健全な知的財産流通市場を構築していくことが重要である。知的財産が有する本来の価値を弱めたり、無償の共有のみを優遇したり、流通を強制或いはそれに準じる効果を及ぼす施策の推進など、企業のイノベーション創造への意欲を減退させる政策が取られないことが重要である。(マイクロソフト株式会社・マイクロソフトコーポレーション)

【リサーチツール特許】

- ・ リサーチツール特許の活用については、総合科学技術会議において策定された「指針」に沿った円滑な活用を促す仕組みを構築するとともに、権利者、利用者の双方に納得感のある利用条件の醸成、合理的な契約条件モデルの提示等に取り組むべき。特に、リサーチツール特許の権利者の多くが欧米企業であることから、「指針」の欧米への普及とコンセンサスの形成に取り組むべき。(日本経団連)
- ・ リサーチツール特許及びそれに関連する研究マテリアルの統合データベースの充実と利用しやすい体制の推進を引き続きお願いしたい。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)
- ・ リサーチツール特許の使用円滑化を具体的に解決するには、指針の国内外への普及が不可欠であり、国内大学等や民間企業に広く周知されるとともに、海外にも本指針を積極的に発信し、各国への普及に向けた積極的な取り組みを早急に実現していただきたい。さらに、リサーチツール特許の権利者の多くは欧米のベンチャー企業であり、かつ本指針が強制力を伴わないため、本指針の運用を困難にしている。欧米に対する外交努力によるコンセンサス形成を図るとともに、リサーチツール特許の円滑な活用を図るための法制化の検討もお願いしたい。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)

2. グローバルな知財戦略の強化

(1) 世界知財システムの構築等に向けた取組の強化

【全般】

- ・ 知的財産制度の早期国際ハーモナイゼーションは、グローバルな視点でのパテントコスト削減、信頼性の高い権利の取得、事業ニーズに即したタイムリーな権利付与の観点から、直接の影響を受けるユーザーである産業界としては最大の関心事である。各国、地域の産業レベル、政治的な思惑等により、制度調和は容易ではないことは、過去の歴史が物語っている。したがって、基本的には、バイ、日米欧、先進諸国、日米欧中韓、WIPO 等、それぞれのレベルで調和できるところから推進して行くという考えで取り組むことが重要である。現在、日本特許庁が主導的に進めている特許審査ハイウェイについても、この考えに従い、対象国の拡大、運用面での利便性の向上等が望まれる。(日本知的財産協会)
- ・ 日米欧三極を中心として、特許審査ハイウェイやニュールート、出願様式の共通化など、各国特許庁間でワークシェアリングに向けた取り組みが積極的に進められている。今後、これらの取り組みを中国や韓国等へ拡大するなど、実体面での制度調和に向けた取り組みを積み重ね、将来的には、第1国で権利が認められれば他国でも権利が認められる「世界特許制度」の実現を目指すべきである。また、制度的に調和した先願主義の実現に向けて日欧が連携し、米国の特許法改正に向けた継続的な働きかけを行っていくべきである。(日本経団連)
- ・ 力を入れて欲しい政策事項 知的財産の保護／国際知的財産システムの構築：引き続き、国際知的財産システムの構築に向け、リーダーシップを取りながら推進すること。その際に中国や韓国他アジア諸国の知的財産システムへの取り組みをまとめ、日本がアジア諸国の統制をとる役割を担っていくこと。(日本ユニシス(株))
- ・ 将来的な特許制度の実体面でのハーモナイゼーション実現への第一歩として以下の特許庁間の協力的な取組が評価され、推進されるべき。(1) 仮想特許庁：多数国の特許庁審査官が対象の特許出願をウェブ2.0ツールを用いて協力的に審査する仕組み、(2) 拒絶理由通知(又はサーチレポート)において引用される先行技術文献リストの形式を各国特許庁において共通化すること、さらにその引用先行技術文献リストを各国の審査官による審査のみならず、出願人による先行技術開示や第三者による情報提供のいずれにも採用すること、(3) 更なる多国間特許審査ハイウェイ。(IBM コーポレーション)

【特許審査ハイウェイ】

- ・ 特許審査ハイウェイの利用について、第2国における審査料の割引措置を検討すべき。(日本経団連)
- ・ 外国、例えば米国の出願が最初に特許となった場合は審査ハイウェイを利用して日本の出願を権利化することができない。このため、審査ハイウェイが利用できる要件を、当該制度の目的を達成するために、「第1庁で特許となった出願」から「最初に特許となった出願」に改善していただきたい。(大阪医薬品協会)

【審査基準の国際調和】

- ・ 日米欧三極特許庁間での審査実務（進歩性、記載要件）に関する比較研究に基づき、各極特許庁による審査のバラツキをなくするとともに、将来的には三極特許庁における進歩性の判断基準等を統一し、審査結果の相互利用、更には相互承認を実現することをお願いしたい。（日本知的財産協会）
- ・ 特許審査ハイウェイの拡大と合わせ、記載要件の統一や、審査官・サーチャーのクオリティ、あるいはサーチの範囲、手法のクオリティの統一を図り、審査基準の国際的調和を進めていくべき。（日本経団連）

【PCT】

- ・ グローバル出願制度としてのPCTについて、よりユーザーフレンドリーかつ利便性の高い制度にする観点からのリフォームを促進させるべく、日本の官民から積極的に働き掛けることが重要。（日本知的財産協会）

【著作権制度の国際調和】

- ・ 各国間の著作権に対する規制強化の動き中で、我が国が積極的に海外に対する規制緩和を働き掛けるような動きは見られず、むしろ諸外国で行なわれた規制政策と同調し、強化する動きが見られる（著作権期間の延長等）のは遺憾。我が国のコンテンツ頒布のため諸外国へのロビーイングを積極的に展開することまで視野に入れた骨太な施策を検討して欲しい。（無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会）

【アジア各国における知財制度の整備】

- ・ 日中韓などが中心となり、アジア各国における知財制度の整備を支援するための枠組みを構築すべき。（日本経団連）
- ・ 力を入れて欲しい政策事項 知的財産の保護／アジア地域等における知的財産制度の整備・協力：引き続き、アジア諸国の知的財産政策の先駆者としてリーダーシップを担い、アジア諸国の事情を網羅した TRIPS 協定（原産地や伝統の取扱い）の見直しを主体的に提案することと、知的財産法制度が不十分なアジア諸国の法整備等を積極的に支援していくこと。（日本ユニシス（株））
- ・ グローバル化の見地からも知的財産制度未成熟国（BRICS／アジア諸国）に対して、産官が一体となって種々の働き掛け、例えば各国の審査官を受け入れて日本の知財の考え方を習熟させ、その習熟した知識を自国の産業発展に利用してもらうプログラム等を強力にかつ積極的に行い得るオールジャパンの組織を早急に立ち上げるべき。（日本製薬工業協会/（財）バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会）

【司法判断の国際調和】

- ・ 各国において同等かつ安定的な権利を実現するためには、特許制度や審査基準の国際的調和とあわせ、司法においても運用面の国際的調和に取り組むべき。（日本経団連）

【生物遺伝資源問題】

- ・ 2010年に開催される生物多様性条約（CBD）の第10回締約国会議（COP10）の議

長国となることから、その準備段階での検討も含め、明確な方針のもと国際的なリーダーシップを発揮して諸課題の解決策の具体化を期待する。(日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会)

(2) 海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化

【海外対策】

- ・ 各国政府との連携が不可欠であり、現在、賛同国間で協議が進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の早期実現に向けた取組を推進すべき。また、権利保護の実効性向上の観点から、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）やコンテンツ海外流通促進機構（CODA）の活動を支援するとともに、海外市場における侵害状況調査の充実や、侵害が発生した場合、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）などが、被害者企業と現地執行機関との間で調整を行うといった取組をさらに強化すべき。また、海外の消費者の意識啓発も不可欠であり、政府支援の下、啓発ツールの開発などに取り組むべき。（日本経団連）
- ・ 模倣品・海賊版拡散防止条約にかかる情報公開を適宜進めていくべき。（個人）

【中国における意匠模倣】

- ・ 中国における意匠の模倣は、かつてのデッドコピーから、特徴部分の組み合わせや、デザインコンセプトの特徴部分を模倣して細部の違いを主張するなど、その手法が高度化してきている。このままでは、創作性の健全な発展が阻害されかねない。中国政府に対して、意匠の実体審査制度とあわせた「部分意匠制度」の導入を働きかけるべき。（日本経団連）

【中小企業対策】

- ・ 政府においては、ジェトロによる侵害発生国・地域への監視及び中小企業からの相談体制の拡充を図ること、海外出願費用を助成すること、国内における中小・ベンチャー企業の知的財産権侵害対策の強化について、知財権に関連する業界別指針や下請法の規制内容の徹底を図ること等の対策を講じていただきたい。（東京商工会議所）

【国内対策】

- ・ 模倣品・海賊版問題に対する国民の意識啓発を進める観点から、初等教育における知財教育の充実や模倣品・海賊版の個人輸入の規制強化などについて検討すべき。（日本経団連）
- ・ 模倣品売買の斡旋を取り締まるため、商標法に「仲介」「斡旋」を侵害行為として加えていただきたい。（LVJグループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー）

【個人所持禁止】

- ・ 法律の施行日以降の譲渡等で情を知って所持している場合等という条件付きでも、情を知っての購入の禁止でも、商標法ではない法令による規制でも全く問題はないと思量するので、消費者の啓発・購買抑止の観点から商標法もしくは他法令等による個人使用目的での商標権侵害物品所持もしくは購入の規制を検討いただきたい。商標法改正が困難であるならば、法解釈について検討いただきたい。（一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン）
- ・ 模倣品購入を禁止すべき。（LVJグループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー）

【特定商取引法】

- ・ インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドラインでは、特定商取引

法の規制対象に「衣服」が記載されていないため、同法の通達改正もしくはインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン改定の際には「衣服」を「いわゆるブランド品」に加えていただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

【刑事摘発】

- ・ 一定の事実が認められる場合には、販売者が情を知った上で商標権侵害物品を販売したものとみなし、これに争う商標法違反被疑者に「商標権侵害物品と知らずに販売した」ことの立証責任を負わせる等の制度等の見直しを検討していただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ 中国人等が運営しサーバーは海外に置かれ海外より個人使用目的としてEMS等の海外小包で日本に商標権侵害物品を販売し代金は日本の銀行口座に振込をさせるという事例が急増しているため、警察庁の方より銀行協会等への働きかけや中国等の取締機関への通知等をしていただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

【水際対策】

- ・ 個人使用が目的であったとしても、輸入の禁止について再検討していただきたい。(LVJグループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー)
- ・ 輸入差止申請に係る提出すべき識別資料を簡素化し、申立を広く受理し、代わりに画像点検を広く認め、税関及び権利者が識別資料の作成・審理に割いている時間を画像による点検に充ててはどうか。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ 画像送信について各税関においても、ある程度ノウハウが蓄積されてきていることも鑑み、要件を見直し、画像点検の範囲を徐々に拡大していただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ 航空貨物や船舶貨物に対する検査を強化していただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ 侵害商標削除による輸入許可について 侵害する商標部分を削除することによって輸入を許可するということが依然として行われているため、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできないとするTRIPS協定と国内法令等が整合するようにご配慮いただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

【インターネット・オークション】

- ・ インターネット事業者で、オークションに出品する際の出品者の本人確認を出品に必要な事項を記入した書類を発送し身分証明書等を確認の上で引き渡す作業を行っているのは1社に過ぎない。他のインターネット事業者に対して同等のレベルの本人確認をするように指導等を行うことをご検討いただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン、LVJグループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー)
- ・ オークションサイトの運営者、著作権者、著作権団体が協力して、プロバイダ責任制限法に基づいたオークションサイトにおける効果的な通知及び削除手続のガイドラインを策定すること、そして政府がこの取組をリードした協力することを要請する。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)

- ・ 携帯オークションサイトのオークション事業者において、模倣品の出品の監視活動を強化していただき、違法な出品が確認された場合にはかかる違法出品の削除や同出品者の ID 利用停止等につき迅速な措置が講じられるための対策の強化をしていただきたい。(LVJ グループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー)

【啓発】

- ・ 商標権侵害物品をインターネットで購入しないようにとの啓発活動について、児童に対するパンフレットの配布と教員に対する指導要領書の配布につき検討いただきたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ 教育の一環として中学・高校の授業の中で年間数回でも知的財産を取り上げることを義務としていただきたい。(LVJ グループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー)

【基金】

- ・ 侵害についての情報提供等に懸賞金を出すようにするための基金を侵害対策で困っている各企業から募り、創設すべき。(個人)

(3) 海外展開や海外リソースの活用の促進

【アジア諸国の特許出願情報等の提供】

- ・ 新たに盛り込むべき政策事項 知的財産の活用／特許・技術情報の一元的な提供： 新たに、アジア諸国における特許出願情報、各国の技術論文などに関し、同一言語で閲覧できる情報提供システムの整備を推し進めていくこと。(日本ユニシス (株))

【大学による海外出願】

- ・ 大学による重要な研究成果の特許出願については、積極的な海外出願が期待される。しかし、大学による海外出願に対する費用支援は十分とはいえず、非競争的資金の充実や科学技術支援機構などによる継続的な支援が求められる。(日本経団連)

【環境関連技術の活用】

- ・ 途上国へ円滑な技術移転を進めるためには、途上国における知財制度や取締体制の整備が不可欠であり、政府として、WIPOなどの国際機関等と連携しつつ、包括的な開発支援を強化していくべき。なお、特定国では、医薬品に対して強制実施権が発動される動きが起こっており、今後、環境関連技術についても同様の事態が懸念されている。適切な対価を伴わない強制的な技術移転は、企業の研究開発のインセンティブや国際競争力を損ない、ひいてはイノベーションを阻害する要因となる。また、特に環境関連技術はノウハウやシステムとあわせた運用が不可欠であり、技術のみを移転しても十分な効果を得ることはできない。日本企業の優れた環境関連技術を効果的に活用する観点から、ODAなど、他分野の政策と組み合わせた枠組みを構築するといった方法を検討すべき。(日本経団連)

【アジア地域における技術流出防止】

- ・ 新たに盛り込むべき政策事項 知的財産の保護／技術流出防止／秘密情報・ノウハウ等の営業秘密や技術情報の不当な流出、不正利用の抑止： 新たに、アジア諸国の関係官庁と連携を取りながら不正使用の取り締まりを強化していくこと。また、貿易や経済に関する2国間協定などに技術情報の不当な流出、不正使用などに関する施策を条項として組み入れることなどを通じて、日本企業の事業損失を抑止するとともに、アジア諸国と日本企業の健全な技術連携を可能にする環境整備を推し進めていくこと。(日本ユニシス (株))
- ・ 新たに盛り込むべき政策事項/力を入れて欲しい政策事項 知的財産の活用／事例集・マニュアルの公開： 引き続き、知的財産の活用に係わる各種マニュアルの作成に積極的に取り組んでいくこと。また、新たに、アジア諸国における技術情報の流出防止、不正利用への対応策、日本大使館・領事館の対応などの事例集・マニュアルを、各種施策の実施に合わせ迅速に作成していくこと。(日本ユニシス (株))

【中国の強制認証制度等】

- ・ 中国政府は、外国企業に対して、電子機器等に搭載されているプログラムのソースコードの中国政府への開示を求める「強制認証制度」の導入を進めている。制度が実施された場合、ソースコードそのものやソースコードに内包されるノウハウが漏えいするリスクが高まり、企業

は国際競争力を維持できなくなるおそれがある。日本政府として、欧米各国政府やWTOと連携し、中国政府に制度導入を中止するよう強く求めていくべき。また、中国におけるソフトウェアのライセンス契約について、その内容を登録し、関係書類を提出しなければ、現地の銀行がライセンス料の海外送金を受け付けないといった事例が発生している。ライセンス契約の内容は、本来、秘匿されるべきものであり、中国政府に対して問題の是正を求めていくべき。(日本経団連)

【アジア地域における代理人制度】

- ・ 日本弁理士会は、アジア地域における代理人制度の発展に資するセミナー活動等を行っているが、政府もアジア諸国に対する代理人制度充実のための呼び掛け、制度強化のためのセミナー開催等の支援活動を行っていただきたい。(日本弁理士会)

(4) 国際標準化活動の強化

【関係省庁間の連携】

- ・ 関係省庁間の連携を強化するため、標準化人材の育成など、複数の省庁で取り組んでいる内容を連携テーマとして明確に定め、企画・計画段階より密接に連携し、実行状況を「国際標準化に関する各省庁連絡会」などでフォローアップするなど、PDCAサイクルを回す取り組みを強化すべき。(日本経団連)

【欧州のニューアプローチ】

- ・ 欧州のニューアプローチの枠組みにより、技術進歩への柔軟な対応が可能となっており、規制に従うことが求められる安全、環境、健康といった分野で、市場統合の手段として有効性が高い。国際標準を活用して事業活動に有利な環境を作り出すために、欧州の取組をどう評価し、日本としてどのように対応していくべきなのか、検討すべき。(日本経団連)

【他国との仲間づくり】

- ・ 仲間づくりの一つの方法として、研究開発段階から共同で活動し、人と人、国と国とのネットワークを育み、共同で国際標準提案ができる環境を築くことも検討すべき。(日本経団連)

【海外における情報収集体制】

- ・ 特に、国際標準策定に強い影響力を有する欧州と、巨大な市場を有する中国、インド、ブラジル等の新興国に対する情報収集体制を強化すべき。(日本経団連)

【産業界の取組への支援】

- ・ 国際会議に参加する際の費用助成では、国際会議以外への参加は認められていないが、国際標準化の仲間づくりを促進する意味でも、現地委員との意見交換や関連学会への参加は認めるべき。また、企業の国際標準化活動に関する費用に関して、一定の範囲で税制優遇を行うことも検討すべき。(日本経団連)

- ・ 力を入れて欲しい政策事項 知的財産の活用／国際標準化活動の強化：引き続き、国際標準化への積極的な関与に関わる施策を講じること。とりわけ、日本企業が技術的な強みを有している、電気・電子関連の国際標準化については、国としての統合的な戦略の提示、国際標準化に関わるコンソーシアムなどへの参加を支援する組織の運営、国際標準化団体への発言力強化のための人員派遣、施策提示などを実施していくこと。（日本ユニシス（株））

【特許権者の権利濫用】

- ・ 特許権者の権利濫用の歯止めとなる仕組みについて、特許法や独占禁止法などの幅広い観点から検討を行い、さらには、新たな仕組みの導入も含めて、国際的なコンセンサスが得られるように、関係機関に強く働きかけるべき。（日本経団連）
- ・ 標準技術に関する特許発明の円滑実施のための、また、環境関連技術等の円滑なグローバル展開のための仕組み作り、知的財産を活用して協業等を促進する **License of Right** 等についても、官民協力して早急に検討すべき。（日本知的財産協会）

【国際標準人材の育成・確保】

- ・ 政府や標準化関連団体は、育成対象者・段階別の研修・表彰制度、並びに議長等の役職者に対する支援制度を引き続き充実させるべき。（日本経団連）

3. ソフトパワー産業の成長戦略の推進

(1) ソフトパワー産業の振興

【税制措置】

- ・ コンテンツ企業の研究開発投資をさらに促進するため、研究開発促進税制の恒久的措置部分の税額控除限度額（現行、法人税額の20%）の引上げや控除限度超過額の繰越期間の延長等を検討すべき。また、コンテンツ作品の創造・開発のために必要な大容量のハードウェアやネットワーク環境に係る設備機器の取得・更新について、情報基盤強化税制の対象とすべき。（日本経団連）
- ・ 既に完成・販売しているゲームソフトは減価償却における耐用年数が販売用ソフトウェアとして3年と設定されているが、中古品の流通もあり商品サイクルは短くなっているため、実情と一致しておらず、法人税法施行令第57条に定める耐用年数の短縮の承認申請手続きの簡素化により、一括償却方法を可能とすべき。（日本経団連）
- ・ コンテンツ業界の資金調達力の課題などから、税額控除制度、特別償却制度、事業信託への課税方法の改善、ロケーション撮影誘致のための優遇税制等も含め、税制上の支援措置が不可欠。（日本経団連）

【放送・通信の法体系見直し】

- ・ 通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する法体系の検討について 現在行われている通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向を目指し、事業者の自由な事業展開が可能となることを期待する。具体的には、デジタル・ネットに対する規律はリアル社会に対して中立的かつ必要最小限に緩和し、かつ、事業法の規律として推進されることが必要。（社団法人電子情報技術産業協会）

【デジタルシネマ】

- ・ 政府は投資促進制度等税制措置やデジタルシネマ機器を備えた劇場・映画館・スタジオ等の償却資産にかかる固定資産税等の軽減措置などを含め、デジタルシネマの普及に向けた取組を支援すべき。また、維持管理や記録媒体の寿命等の問題解決に向けて技術革新の調査研究を促進し、映画製作者がデジタルシネマのデータ保存を適切に行える環境整備を支援する必要がある。（日本経団連）

【コンテンツに関する技術開発】

- ・ コンテンツ産業の近代化・国際競争力強化に向け、大学、研究機関、企業等におけるCG（コンピュータグラフィックス）をはじめとする先端の映像技術やインタラクティブ技術等の研究開発、コンテンツ分野と人間工学、情報倫理学、社会学等他分野との学際的研究を支援すべき。また、映像産業振興機構は、当該分野における産学連携を促進すべく、大学・研究機関と企業の橋渡し役となるべきであり、政府はそうした取組を継続的に支援すべき。（日本経団連）

【資金調達】

- ・ 優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充すべき。また、国際展開も視野に入れた大規模プロジェクトから、人材育成の側面をもつ個人クリエイター向けの小規模なものまで多様な手段による資金調達が可能となるよう、海外への拠点設置や事業提携への金融上の支援措置、コンテンツ投信等の流通市場の構築、大型コンテンツ作品の完成保証制度の導入、大型コンテンツ評価に長けたファンドマネージャーやアナリスト等の育成、コンテンツ事業者によるIRの強化やコンテンツ関連統計の整備等の環境整備を推進すべき。(日本経団連)

【ロケーションパーク】

- ・ 大小道具、結髪等の技術、セットの維持管理が難しくなる中で、日本固有のコンテンツを制作していく基盤となるオープンセットスタジオまたはパークを、民間企業だけでなく、産業育成の視点から国・自治体の協力の下に設置することを検討すべき。(日本経団連)

【技術文書の翻訳支援】

- ・ 我が国のコンテンツ産業の技術開発のレベル向上を促すために、海外で出版されているコンテンツ産業に関する最新の技術文書の翻訳に対する政府の支援が求められる。(日本経団連)

【ライブ・エンターテインメント産業】

- ・ ライブ・エンターテインメント産業を活性化し、日本を世界に誇れる観光拠点とすべく、政府は地方自治体や民間企業との連携の下、既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設に係る税制優遇措置や野外会場・道路使用許可等の規制緩和等を推進し、ライブ・エンターテインメントに係る施設や事業者等の集積などによる、エンターテインメント・リゾート開発を推進すべきである。その一環として、政府は、ゲーミングビジネスと組み合わせたライブ・エンターテインメント産業振興法の制定やライブ・エンターテインメント集積特区の設定等の法的措置を含め、民間における具体的な構想の検討を奨励・支援すべき。(日本経団連)

【コンテンツ統計】

- ・ 政府は、コンテンツ産業の振興の観点から必要となる統計指標の検討を行うとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取組を奨励・支援する等、コンテンツにかかる統計を早急に整備し充実させるべき。(日本経団連)

【有料放送】

- ・ 有料放送市場の拡大を目指し、民間は有料放送における一層のサービス充実を図り、政府は課題解決に向け必要な支援をすべき。(日本経団連)

【教育との連携】

- ・ コンテンツが教育に与える効果等の調査や小学校・中学校・高校等における映像、演劇、音楽の鑑賞や映像制作体験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの設置、民間におけるゲーム等のコンテンツを活用した新たなエデュテインメント事業を奨励・支援すべき。(日本

経団連)

【学術専門書出版】

- 学術専門書出版の支援・増強についての項目を加えていただきたい。(社団法人日本書籍出版協会)

(2) クリエーターの創作環境の充実と育成

【クリエイターの育成】

- ・ 官民連携の下、欧米におけるクリエイター育成の現状を調査するとともに、ゲームやアニメをはじめ必要なキャリアパスやスキル等について検討し、英語によるコミュニケーション能力など国際的に発信するためのスキルも念頭に置きながら、有効なクリエイター育成策を推進すべき。また、デジタル・コンテンツのめまぐるしい技術の発展に対応すべく、最新の技術に精通したクリエイターや、量的にも不足しているエンジニアの育成について政府は支援すべき。(日本経団連)
- ・ JAPAN国際コンテンツフェスティバルの活用や世界の視聴者に開かれたネット上でのクリエイターの登竜門の創設などを含め、優れたコンテンツの発表・発掘の場の整備について検討を進めるべき。(日本経団連)

【プロデューサーの育成】

- ・ 高等教育機関は産学連携の下、社会人再教育も含めたプロデューサー教育プログラムを質的に強化するとともに、映像産業振興機構は、海外との人的ネットワークの強化やノウハウの蓄積、キャリア形成に資する事業を推進すべき。政府はそうした取組を中期的な観点から継続的に支援すべき。(日本経団連)
- ・ 政府は、映像産業振興機構等民間におけるマルチコンテンツ・プロデューサーの育成に向けた教育プログラムの整備・運営に向けた取り組みを奨励・支援すべき。(日本経団連)
- ・ コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大のためには、家電や通信、金融等のコンテンツに関連する知識をコンテンツ業界の人材に教育することも重要。政府は、こうした他業界の技術的進歩や変化に関するコンテンツ業界向けのセミナーの開催や技術教育を支援すべき。(日本経団連)

【法務人材】

- ・ 政府は、民間における法務人材育成を支援するとともに、エンターテインメント・ロイヤールのコンテンツ事業者との交流や専門能力の向上を促進すべき。(日本経団連)

【子役の出演可能時間】

- ・ 意欲ある子どもの自己実現の機会の充実を図ると共に、社会人の演劇鑑賞を容易にする開演時間設定のためにも、子役の就労時間を午後10時まで延長すべき。(日本経団連)

【キャリア育成】

- ・ 教育界と産業界との連携のもとで、コンテンツ人材育成についてのカリキュラム体系の持続的な開発体制を支援すべき。また教育に対する効果が具現化するには3-5年では短すぎることから、教育基金の設立も含め、前述の取組みによって確立した映像教育体系を、長期的な持続性を持って実行するための環境整備を併せて検討すべき。(日本経団連)
- ・ 政府は教育機関からの卒業生の供給と産業界側の需要という需給関係を考慮した教育機関の充実を行うとともに、産業界の雇用ニーズの発掘に関して、従来から映像産業振興機構が行っているセミナーや各種調査などの拡充を支援すべき。(日本経団連)

- ・ コンテンツ系中小企業群の新卒者雇用活動に対して支援し、産業の裾野の拡大に貢献すべき。
(日本経団連)

【インターンシップ】

- ・ 大学等の側がインターンシップによる体験を正規の学習課程の中に組み込む努力をする一方で、政府は、大学の学生インターンシップ派遣を奨励するような制度の構築を図るべき。また、学生側・企業側のニーズをより効果的にマッチングすべく、政府はインターンに関するポータルサイトの運営等、映像産業振興機構等が行う事業を支援すべき。(日本経団連)

【検定制度】

- ・ コンテンツ産業に関連する職種についても対象職種とし、必要とされる技能を一定の基準によって検定し、国から公証を受けることが可能とすべき。(日本経団連)

【アーカイブの整備】

- ・ 歴史的音盤アーカイブ推進協議会をはじめ、文化的・経済的資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、とりわけ、保存・活用すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の税財政上等の直接的支援のもとに早急にデジタルアーカイブ化を推進すべき。(日本経団連)
- ・ 国会図書館に所蔵される 883 万冊に及ぶ書籍・雑誌等のデジタルアーカイブ化を急ぎ、広く国民の検索等に活用できるようにすべきである。コンテンツやソフトウェアにかかわらず、古いメディア（再生）機器のアーカイブも重要。(日本経団連)
- ・ 国立国会図書館のデジタル化に関してもなんら具体的取組実績は見られず、むしろ諸外国に先行されているのが実情である（Google Book Search 等）。知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会)

【著作権教育】

- ・ 創作活動の支援、知的財産権教育の推進について、知財（著作権）に対する基本的かつ正しい知識の提供が最も重要であると考え。教育は外部専門家の招聘などにより、教員の負担を減らし、且つ教員自身も学べる機会を創出することで、更なる知識向上につなげるべきであると考え。(著作権教育フォーラム)

(3) ソフトパワー産業の海外展開の強化

【JAPAN 国際コンテンツフェスティバル】

- ・ 政府は、関係省庁の緊密な連携の下、長期的な継続を保障する財源を確保しつつ、国を挙げて国際コンテンツフェスティバルを推進すべき。同時に、今後の同フェスティバルがより有意義なものとなるよう、関係者の意見を踏まえつつ、既存のイベント・見本市との連携・融合についても考慮するとともに、開催期間・会場、広報の在り方等を含め、運営方法を改善していくことが望まれる。(日本経団連)
- ・ 政府は、諸外国における各種見本市も参考にしつつ、同フェスティバル関連のマーケット機能の強化を支援すべき。あわせて、大規模な国際見本市や会議を開催するために必要な同時通訳設備(日本語・英語・中国語等3ヶ国語程度が望ましい)を有する国際会議場の整備や通訳確保に向けた支援を行うべき。(日本経団連)

【コンテンツ輸出】

- ・ 政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作、通訳確保を支援するとともに、国際共同制作を含む国際展開にかかる知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取組を奨励・支援すべき。また、上海万博等における我が国コンテンツの紹介等も、我が国コンテンツの海外展開を促進する有効な方策と考えられ、たとえばJAPAN 国際コンテンツフェスティバルの海外PRや海外ラウンドなど、具体的な案について検討すべき。(日本経団連)
- ・ 国でなければ難しい部分について、政府が積極的に、継続的に、財政支援を推進することが必要であり、知財推進計画に事業者への支援を盛り込むべき。(社団法人音楽出版社協会)

【国際共同製作】

- ・ 国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう奨励・支援するとともに、マッチング・ファンドなどの補助金や税制措置を含め、諸外国の制度に遜色のない国際共同制作のインセンティブ付与につき早急に検討し、必要な措置を講じるべき。(日本経団連)

【移転価格税制】

- ・ 日本法人と現地子会社で著作権や商標権の使用許諾等知的財産に係る取引について、移転価格税制に基づき課税される場合があるが、日本経団連の「平成 21 年度税制改正に関する提言」(2008 年 9 月 16 日)にて指摘しているとおり、無形資産や役務提供の取扱いなどについて、企業の実態・実情を十分把握・配慮して納税者の理解・納得が得られるように慎重に執行すべき。さらに、二重課税排除の有効な手段である事前確認制度の一層の迅速化、効率化が重要。(日本経団連)

【タックスヘイブン対策税制】

- ・ 企業の海外における拠点配置・グループ企業構成の自由度を確保し、海外進出を促進するためにも、税軽減目的以外の正常な経済活動の一環として中間持株会社や知的財産管理会社を設ける場合には、タックスヘイブン対策税制の適用除外とするべき。(日本経団連)

(4) 拠点地域における発信力の強化

【JETRO、在外公館等】

- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等は、その情報収集機能を強化し、コンテンツの国際展開に資する各種情報の提供に努めるとともに、政府は在外公館が日本コンテンツによる文化促進活動を積極的に推進できるよう予算措置を拡充すべき。（日本経団連）
- ・ 日本音楽の海外展開を一層促進するためには、アジアのみならず欧米各国の日本大使館等による、当該国における音楽市場の動向や日本音楽の需要に関する情報の提供並びに商談会等のイベントへの協力等が必要。（社団法人日本レコード協会）

【レコード業界の海外展開、外国政府への働き掛け】

- ・ これまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽文化交流施策等に加え、たとえば歌詞検閲制度の改善等を中国政府に対して積極的に働き掛けていくべき。（日本経団連、社団法人日本レコード協会）

(5) 訪日促進等を通じた認知度の向上

(6) ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度の構築

【商標制度】

- ・ 識別力のある空間的概観や画面全体の概観等のトレードドレスを商標法の保護対象とすべく検討を開始すべき。(マイクロソフト株式会社・マイクロソフトコーポレーション)
- ・ 動き、ホログラム、明確な外形を持たない色、配置及び音の商標を保護する目的で、日本の商標法の下での「新しいタイプの商標」の保護の保証を要請する。(在日米国商工会議所 (ACCJ) 知的財産委員会)
- ・ 「トレードドレス」の保護について日本特許庁にご検討頂きたい。「トレードドレス」は多数の要素の「複合物」であり、個別の状態で識別力を有するものはほとんどないが、全体として識別性のある「外観」を消費者に対して表し得るものであり、日本においても保護されるべきと考える。(在日米国商工会議所 (ACCJ) 知的財産委員会)
- ・ 知的財産制度における商標の重要性及び問題点が「知的財産推進計画2008」に現れていない。商標法の特許法等の準用を廃止し、独立した法体系とすべき。また、特許庁を改称すべき。(個人)

【意匠制度】

- ・ 汎用コンピュータにおけるスクリーン上のアイコンは意匠法上の保護対象とされていない。諸外国ではこれらを認めている以上、日本でも法整備を進めるべき。(マイクロソフト株式会社・マイクロソフトコーポレーション)
- ・ 日本の意匠法の下での「汎用コンピュータにおける画面デザイン」の保護の保証を要請する。(在日米国商工会議所 (ACCJ) 知的財産委員会)

(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備

【複線型著作権法制】

- ・ 現行著作権法を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた二つの制度（「産業財産権型コピーライト制度」及び自由利用型コピーライト制度）を新たに創設し、複線型著作権法制を整備すべき。なお、複線型著作権法制は、あくまで権利者が自らの意思に基づき、必要に応じて選択的に制度を利用することを想定したものである。特段の意思表示がなされない場合は、現行著作権法が適用される。（日本経団連）

【流通促進】

- ・ インターネット上のコンテンツの流通を促進させるためには、その基盤となるコンテンツ・ホルダーによる映像コンテンツの権利情報等のデータ整備を急ぐことを前提として、権利を一箇所に集中することが効果的であり、例えば映像関係の権利についての集中管理団体の設立も含め、国が支援することを政策事項として盛り込むべき。また、コンテンツ配信事業者等が設立した第三者機関の取組など、コンテンツの流通促進に寄与する活動への支援を強化することを政策事項として盛り込むべき。（社団法人日本音楽著作権協会）
- ・ これまでの取組は完全にユーザー不在であり、ダビング10の導入やエルマークといった取組については、ユーザー側からすればなんら評価に値しない。今後、「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」の試案や、「コンテンツ学会」のネット利用調整制度といった試策を参考に、早期に具体的かつ抜本的な施策の検討を求める。（無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会）
- ・ 日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、DRM（デジタル著作権管理）や新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべき。（日本経団連）

【契約ルール】

- ・ コンテンツのマルチユース等に関する契約ルールづくりおよび契約ルールの普及を奨励・支援すべき。（日本経団連）

【コンテンツポータルサイト】

- ・ コンテンツポータルサイトについて、登録情報の充実、登録情報の多国籍言語化への対応、海外への情報発信などによる機能強化を図るとともに、JAPAN国際コンテンツフェスティバルのオフィシャル・サイトとの連携、及び国内外で開催される様々なコンテンツ関連事業・イベント等に関する情報発信の場としての活用を進めるなど、多面的に支援していくべき。（日本経団連）

【権利者情報の整備】

- ・ 権利者情報の整備は、マルチユースに係る権利処理の円滑化のために不可欠な情報インフラである。現在、権利者団体や企業レベルで整備が進みつつあるが、資金的・人的なコストの大

きさから、とりわけ中小規模の団体・企業において十分な対応が取れないことが多い。政府は、こうした権利者情報の整備に向けた取り組みを促進すべく、必要な支援を行うべき。(日本経団連)

【ライセンス保護】

- ・ 安定的なITビジネスの継続のためにも、ソフトウェアの権利者の破産や買収等の事態に、ライセンス契約のライセンシーが破産管財人や第三者に対抗できるためのソフトウェア（プログラム著作物）のライセンス契約の登録制度等のライセンシーの保護のための制度の早急な導入を要請する。(社)日本印刷産業連合会)

【著作権等管理事業法】

- ・ 学術情報分野では非一任形の著作権処理を必要とする管理著作物が増える傾向にあり、また、一任形の権利処理使用料も高くなる傾向にある。この傾向は、研究成果の相互利用を前提とする学術情報の円滑な流通を阻害する要因となっているため、著作権等管理事業法の見直しと使用料の適正化を課題として位置付けることを要望する。(社団法人情報科学技術協会)

【間接侵害の明確化】

- ・ コンテンツ関連ビジネスの健全な発展を促進する観点から、諸外国の状況や判例等を踏まえつつ、著作権法における間接侵害の適用範囲の明確化に向けた検討を進めるべき。(日本経団連)
- ・ 著作権の間接侵害行為について、これまでに内外の裁判例において示された著作権保護の水準を下回ることがないように留意しつつ、一定の要件の下で差止請求に服することとするよう立法措置を早期に実現すべき。(社団法人日本音楽著作権協会)

【インターネット上の情報のプリントアウト】

- ・ フェアユースに関する検討に優先するか、少なくとも同時並行で、インターネット上のコンテンツについて一定の条件においては著作権が働かなくするなどの規定を設け、図書館等における調査研究目的であるか否かにかかわらず利用促進を図るとともに、早急に違法状態を解消する必要がある。(社団法人日本図書館協会)

【IPマルチキャスト】

- ・ IPマルチキャスト放送を利用した同時再送信に関する電気通信役務利用放送事業者の権利処理の在り方について、他の放送事業者の権利処理の状況や権利者との関係を踏まえた上で、検討を行うべき。(日本経団連)

【専ら音楽の提供を目的とする放送・有線放送】

- ・ 商業用レコードを用いた「専ら音楽の提供を目的とする放送又は有線放送」に対し、レコード製作者が合理的な条件を付すことができるようレコード製作者の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権（レコード放送権）に変更すべき。(社団法人日本レコード協会)
- ・ 商業用レコードを用いた「もっぱら音楽の提供を目的とする放送または有線放送」について、実態や課題について調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて法制度の在り方を

検討すべき。ただし、現在、適法に行われている事業についても配慮すべき。(日本経団連)

【薬事に係る権利制限】

- ・ 薬事法上の努力義務を負っている製薬企業に過度の負担を強いることがないよう、文化庁と厚生労働省の連携の下、権利者と利用者双方の意見を十分に踏まえ、権利制限による対応を含め、抜本的な対策について早急に検討を再開すべき。(日本経団連)
- ・ 著作権関連の課題として、08年度推進計画にて「08年度中に結論を得る」と示されたにもかかわらず、検討が進まなかった薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に検討が継続され、然るべき法改正がなされることを要望する。(日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会/ (財) バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会、社団法人情報科学技術協会)

【私的録音録画補償金制度の見直し】

- ・ 私的録音録画補償金制度の見直しについて、2009年度中のできるだけ早い時期に結論を得、関連する法改正を早急に進めるべき。(社団法人日本音楽著作権協会)
- ・ 計画2007で掲げられたように「廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討」が必要である。とりわけ、著作権保護技術と補償の要否の関係については明確にすべき。また、その際には、権利保護に傾斜した現行法につき保護と利用のバランスを確保することが重要。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・ 私的録音録画に関する権利制限の代償措置の速やかな実現を要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 速やかに、①私的録音録画補償金は、権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置であるとの認識に立ち、②私的複製が可能なすべての録音録画機器及び記録媒体を対象とする(記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする)。③製造業者を支払い義務者とする。④補償金制度の形骸化が放置されたことによる権利者の損害を補填する措置を講ずる。以上を含む私的録音録画補償金制度の改正を知財推進計画2009に盛り込む必要がある。(社団法人日本音楽著作権協会)
- ・ できる限り速やかに補償金が縮小及び廃止されるようリードし、かつ、この問題について透明性をもって議論するよう求める。(ビジネス ソフトウェア アライнс)
- ・ 技術の発達等による私的録音録画実態の変化にあわせて私的録音録画補償金制度が見直されていないため、権利者の経済的な不利益が拡大している。速やかに私的録音録画の実態に合わせた制度の見直しが必要である。(社団法人日本レコード協会)
- ・ ブルーレイディスク規格による録画機器及び記録媒体を私的録音録画補償金制度の対象とすることに関しては、同制度が予定していたアナログチューナーを搭載しない機器であれば本来補償金支払い義務の対象とすべきではないという理由で社団法人電子情報技術産業協会から反対の意見が出されている(アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器でも同様の問題が生じる)。この点については、文化庁と経済産業省との間で意見の一致をみていないようであるが、このような不明確、不安定な状態は法律制度としても国民生活上も決して好ましくないことは明らかである。そこで、政府として機能するよう両省が国民に納得できる内容で早急に意見を統一されるよう要望する。(日本弁護士連合会)

【ユーザーが創出するコンテンツ】

- ・ プロシューマないし CGM を扱う企業では、既存の著作権制度の枠組みを超えたライセンスやガイドライン策定等に苦心しているのが現状である。こういった問題を考慮し、対象企業へのヒアリングや基準となるガイドライン策定等の取組を期待。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会)

【eラーニング】

- ・ e-learning 推進に欠かせない著作物の教育における利用に際する著作権法第35条の改正を早急に進めるべき。大学関係者の意見とりまとめが進まないことで本件が滞っていることについて、担当省庁が積極的にその調整を担うことを期待する。(マイクロソフト株式会社・マイクロソフトコーポレーション)

【研究論文】

- ・ 公的基金や税金などを使った研究成果を発表した論文は、国民に無料で自由に利用できる環境を整備していただきたい。(社団法人情報科学技術協会)

【コンテンツ版パイ・ドール条項】

- ・ 地方公共団体が発注したコンテンツ等に対しても、コンテンツ促進法第25条に規定する「コンテンツ版パイ・ドール法」に類する制度を適用させるなどの施策推進を検討いただきたい。(社)日本印刷産業連合会)

【レコード利用】

- ・ 公衆に聴かせるための商業用レコードの利用については、既に世界 124 カ国 (OECD 加盟 30 カ国中、27 カ国) において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべき。(社団法人日本レコード協会)

【出版者の権利】

- ・ 著作隣接権としての「出版者の権利」の創設に関する項目が再び知的財産推進計画の中に盛り込まれ、議論が改めて行われることを要望する。(社団法人日本書籍出版協会)

【著作物保護期間の延長】

- ・ 映画以外の著作物に係る保護期間の延長について、現行の「著作者の死後50年を経過するまでの間」から「著作者の死後70年を経過するまでの間」とする方向で検討し、2009年度中に結論を得ることを政策事項として明確に盛り込むべき。(社団法人日本音楽著作権協会)
- ・ 著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべき。(社団法人音楽出版社協会)
- ・ 我が国も、レコード売上第二位の国として、映画の著作物の保護期間(公表後70年)やレコード売上第一位のアメリカの保護期間(発行後95年)などを参考としながら、レコードの保護

期間を延長すべき。(社団法人日本レコード協会)

【戦時加算の撤廃】

- ・ 日本にのみ課せられている戦時加算について、官民連携して早期の解消に努めることを政策事項として明確に盛り込むべき。(社団法人日本音楽著作権協会)

【産業界の自主規制】

- ・ 著作権の行使に関する新たな規制構造の重要要素は、可能な限り、法的規制ではなく産業界の自主規制によって行うべきと考える。(在日米国商工会議所 (ACCJ) 知的財産委員会)

(8) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

【著作権侵害コンテンツ対策】

- ・ 著作物の創作の活性化のために今最も必要なものは、著作権侵害への対策の強化、言い換えれば、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会でも検討されている「コンテンツを安心してインターネットに提供するための環境整備」であり、このことを最優先に検討し、イノベーションと法制度の両面から権利を実効性のあるものとする方策を講じるべき。(社団法人日本音楽著作権協会)
- ・ 動画投稿サービス事業者はその運営するサイトにおける著作権侵害を防止すべきで、動画投稿サイトのサービス事業者の「萎縮」に気遣いを表明すべき理由はない。サービス事業者の「自主的な取組を促進する」にとどまることなく、官民挙げてサービス事業者に違法コンテンツを除去させる施策を要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組は、現実問題としていちごっこにならざるを得ない。どれほど取締りを強化しても、海外への対策等も含めれば対応は後手となってしまう。むしろ、海賊版よりも使い勝手の良い正規サービスの開発を促す等、新しいビジネスを創出するという面での取組強化を求める。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会)

【海外対策】

- ・ インターネット上では、国内でいくら対応策を講じても、国外のサーバーへデータを移動させて違法行為を継続するケースが多く、国際間の協力・支援体制の構築が不可欠。そのためにも、現在先進国が中心となって進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)」について、侵害の温床となっている国を積極的に参加させるなど、具体的な方策につながる働き掛けを強化すべき。(社団法人日本音楽著作権協会)
- ・ 海外における著作権侵害対策のため、大使館職員等による情報収集スキームの策定、海外の法制度、実務情報の提供、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等との侵害情報の共有、在外日系企業における著作権侵害対策等を実施すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【著作権保護技術】

- ・ 違法コンテンツのアップロードを未然に防止する技術など、著作権等の保護のための技術・システムの開発に向けた支援を行っていくべき。(日本経団連)
- ・ インターネット上の違法な著作物流通を根絶するため、関係官庁は技術的対策の検討を推進する関係者の取組を支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講ずるべき。(社団法人日本レコード協会)

【不正競争防止法・著作権法の見直し】

- ・ 著作権保護技術に関する現行法制の実効性について検証を行い、不正競争防止法や著作権法などの見直しによる著作権保護技術に対する法的保護の在り方について検討することが必要。(日本経団連)
- ・ 実質的に著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度を、その趣旨に照らして

改めて検討いただき、保護の拡充を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【技術的な制限手段の回避】

- ・ デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告において、規制強化検討の理由とされている、所謂「マジコン」について、同装置が不正競争防止法によって規制されるとの司法判断が示された。現行法制度に回避装置を抑止する実効性を認めることができるのであるから、規制強化の必要性はないと考えられる。今後のサービスの進展に伴って新たな法的措置が必要となるかについては、現行法制度の実効性を前提とし、より慎重な態度での検討が望まれる。
(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・ 暗号化技術を視聴制限技術として著作権法がリップングを許容してしまうならば、無断アップロードや無許諾ファイル交換を防止する実効ある対策を採ることは非常に困難。著作権法が暗号を無効化して複製するリップングを明確に禁止することが、このような著作権侵害行為を防止又は抑止する最も有効な方法。複製制御目的の暗号化技術の進展を阻害することのないよう、著作権法上の技術的保護手段である旨明記することを要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 損害賠償・差止請求によって被害を事後的に回復することのみならず、提供行為の予防・抑止のためにも、技術的制限手段を回避する装置等の提供等に対する刑事罰の付加についても併せて法改正を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【ISP】

- ・ 一定のインターネット・サービス・プロバイダに対して、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務付け、この義務の履行を「プロバイダ責任制限法」による免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべき。また、権利者が違法ファイルをアップロードしている発信者に対し損害賠償請求を行うための発信者情報の入手に相当な手間とコストを要していることから、プロバイダ責任制限法に定める発信者情報開示手続の簡素化を図るべき。(社団法人日本レコード協会)
- ・ P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法改正を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・ 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」における協議の加速と連携の拡大に向けて継続的に支援するとともに、インターネット上の違法コンテンツ撲滅に向けた共同キャンペーンの実施など、相互連携による取り組みを推進すべき。(日本経団連)
- ・ 政府の支援の下、各国のISP事業者団体が相互に連携し、権利侵害が発生した場合の国際的な対応プログラムの策定とその標準化を進めるべき。(日本経団連)
- ・ 通信の秘密や表現の自由、プライバシーとの関係等に十分に留意しつつ、権利者団体、ISP事業者団体、関係省庁が連携し、権利侵害の判定、意見照会、侵害物の削除といった権利侵害に対する一連の対応を円滑に行うことができるルールの構築に取り組むべき。(日本経団連)
- ・ 権利侵害対策の実効性を確保すべきとの社会的要請から、動画投稿サイト等特定のインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対し技術的侵害防止措置の導入を義務付けるならば、義務付けることの適否やその具体的措置の在り方について、政府支援の下、権利者団体と

I S P事業者団体との協議を進めることが必要。また、違法コンテンツ発信者情報開示のための請求手続の最適化やアカウント停止といった措置による対応を図るならば、そのような対応を図ることの適否や、I S P側の法的安定性を確保するために対象範囲や要件を明確にすることについて、関係者間で十分議論することが必要。(社団法人電子情報技術産業協会)

- ・ 侵害防止には、動画共有サイト等を運営する特定のプロバイダによる技術的対応が有効であるとの意見もあり、侵害防止のための具体的な技術的対応の在り方について、政府の支援の下、権利者団体とI S P事業者団体の協議を進めるべき。(日本経団連)
- ・ 権利侵害者については、特定の範囲で、身元開示手続きの簡素化、あるいはアカウントの停止といった措置を通じて対応することも考えられる。ただし、措置の対象となる特定の範囲については、関係者間で検討した上で明確にする必要がある。(日本経団連)
- ・ モバイル向け配信ビジネスのさらなる発展のため、政府は、権利者団体、通信キャリア事業者等の関係者間の協議を促進すべき。(日本経団連)

【私的複製の適用範囲の見直し】

- ・ 権利者の権利を適切に保護する観点から、プログラムの著作物をめぐるビジネス環境の実態を踏まえつつ、違法複製物であるかどうか利用者が認識できる仕組みの整備や、社会的啓発・教育など利用者保護の取り組みを官民が連携して進め、プログラムの著作物を私的複製の適用範囲から除外することを検討すべき。(日本経団連)
- ・ 違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾なく私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、マイクロソフト株式会社・マイクロソフトコーポレーション、ビジネス ソフトウェア アライнс、)
- ・ 「適法サイト識別マーク」のような手段は、国際的に整合した取組を行うことは非常に困難で多くの課題が残っており、一部の業界団体だけによる中途半端な施策の導入では、かえってユーザー側での混乱を生むだけである。利用ユーザー側の視点にたった施策の抜本的な見直しを求める。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会)
- ・ 関係官庁は、この「エルマークOR」のユーザーへの周知と普及に必要な支援をすべき。(社団法人日本レコード協会)
- ・ やはり一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があったかどうか、問うのはあまりに無理がある。(個人、多数)

【プログラム著作物の複製物の所有者による複製】

- ・ 著作権法 47 条の 2 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製については、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも「複製物使用する権原を取得した者」に限定することを希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【リンク集】

- ・ 違法にアップロードされている著作物ファイルの所在をまとめて紹介する、いわゆるリンク

集に関し、著作権法自体を改正し、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、侵害とみなす行為に規定する法改正を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【シリアルナンバー、アクセスキー】

- ・ プログラム著作物の頒布に際し配付されるシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネット・オークション等で不正に配布する行為が横行している。これらは、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当しないため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じている。そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたい。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【賠償制度】

- ・ インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。したがって、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設すべき。(社団法人日本レコード協会)
- ・ 特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等にかんがみ、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要がある。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【教育・広報】

- ・ 著作物等の知的財産がどのように創造されているか、知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなど、若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことが極めて重要。(社団法人日本レコード協会)
- ・ 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を通じた P2P ファイル共有ソフトによる著作権侵害行為への対策が実効的に行えるよう、ユーザーに対する普及啓発並びに関係者に対する周知、指導、政府機関や海外への広報等につき、支援いただきたい。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・ 「無許諾利用は違法である」という基本的な知識が、学校教育の場で広く生徒、学生たちに身につくような取組みに加え、コンテンツの利用にあたってはクリエイターに対して許諾を求めた上で正当な対価を支払うことが社会常識として認知されるような広報活動に、国として取り組むべき。(社団法人日本音楽著作権協会)

【非親告罪】

- 警察の判断で音楽、キャラクター、デザインが有名作品と似ているということだけで逮捕が可能となり、制作者の創作活動が萎縮する可能性があるので、著作権法の非親告罪の導入に反対する。(個人、多数)

4. 知的財産権の安定性・予見性の確保

【特許侵害訴訟】

- ・ 近年、裁判所による特許侵害訴訟と特許庁による無効審判のいわゆるダブルトラックにより、紛争当事者の負担が大きくなっている。特に、裁判所で特許の有効性が争われた場合、特許無効の判断が下されるケースが多く、特許の有効性判断に対する予見可能性が低下している。企業の事業活動において、特許権が不安定であることによるリスクは計り知れず、安定的な特許権の実現が強く求められる。そこで、産業構造審議会の審査基準専門委員会等の場において、特許無効と判断されたケースや判決前に和解したケースについて総合的に検証を行い、特許の有効性及び審査基準の在り方について、特許庁と裁判所が共通認識を形成するための取組を進めるべき。なお、和解した案件については、裁判所が可能な範囲で所見を公表するなどの取組について検討すべき。(日本経団連)
- ・ 裁判所において知財問題を扱う場合、法律的な判断だけではなく、技術的な判断が求められる場合が生じる。司法の安定性確保の観点から、長期的な視野に立った技術的専門性の高い裁判官の育成、配置に取り組むべき。(日本経団連)
- ・ 知的財産権の法的安定性の向上、予見性確保、また紛争の1回の解決、合理的解決の観点から、このような状況に至っている原因を種々の角度から冷静に分析するとともに、特許の有効性が特許庁での無効審判と裁判所での特許侵害訴訟の双方の場で争うことができる、いわゆる「ダブルトラック」の是非、対応策について検討すべき。(日本知的財産協会)

【侵害訴訟における当事者主義】

- ・ 特許庁が行った審決の取消に係る行政事件に対して、判断した行政が知財高裁における取消訴訟において当事者にならず、行政判断の審決を当事者で争うのは行政事件訴訟において法的な根拠が理解できない。(個人)

【再審】

- ・ 知財高裁での「事実認定の判断の誤り」は再審理由となることを望む。(個人)

【法科大学院】

- ・ 法科大学院の設置により、技術系法曹人材の増加が期待されたものの、必ずしも期待通りの状況とはなっていない。技術と法律の双方に知見のある人材の育成に向けた取組をさらに強化すべき。(日本経団連)

【知的財産高等裁判所の専門判事】

- ・ 知的財産高等裁判所の人事が結構頻繁に行われているようだが、専門性の高い裁判所でもあり知的財産関係に強い判事を長期計画で専門的に育成しては如何か。(個人)

【争点のマニュアル化】

- ・ 特許権の範囲、損害額、発明者の特定、相当の対価(独占の利益等による貢献度)などの争点について、詳細な主張や手順をまとめてマニュアル化すれば当事者弁論主義の訴訟における

判決の評価水準の均一化に結びつくと思う。(個人)

【審査基準の改訂等】

- ・ 特許権の安定性向上のためには、(1) 特許審査基準改訂にあたっての各技術分野の特殊性を配慮した柔軟性の確保(審査基準の多様性の確保)、(2) 特許権侵害訴訟における判断基準としての特許審査基準の位置付け(3) 異議申立制度の復活、(4) 特許法第104条の3の規定の見直しといった、できるだけ措置を講ずるべきである。異議申立制度については、特許権の安定性の確保に直接的効果をもたらすものと考えられ、その導入が早急に図られるべき。(日本弁理士会)

【特許の質の向上】

- ・ 特許の質の向上のため、特許審査のプロセスにおいて外部のコミュニティを活用する施策の実施など、官民のワークシェアリングを推進していくべき。昨年、わが国においてコミュニティ・パテント・レビューが試行されたが、その成果を踏まえ、コミュニティの運用の在り方を工夫するなど、実用性の向上に向けた検討を進めるべきである。(日本経団連、IBM コーポレーション)
- ・ 公開前に審査請求される案件への対応については、現行の審査制度との調和を図りつつ、「即時公開公報」の発行、あるいは「特許異議申立制度」のように第三者が特許の有効性について申立てを行うことができる仕組みの導入などについて検討すべきである。(日本経団連)
- ・ 特許の質(特許の法的安定性)の向上に向けて、非特許文献を含めた先行技術をより効率的に特定する方策の検討、進歩性の判断基準の明確化に向けての取り組みなども継続して行われるべき。(日本知的財産協会)

【質の評価指標】

- ・ 特許出願及び特許取得されたものの質を客観的に評価することができる「指標」を開発することも特許の質の向上に資するものと考えられる。例えば、“特許を受けようとする発明の明確性”や、あるいは“特許審査の過程で適切な関連先行技術が引用されているか”といった経験則にもとづく評価指標を策定し、公表することにより、発明者がより良い出願をすることが可能になるものとする。(日本経団連、IBM コーポレーション)

【一審の専属管轄】

- ・ 特許権等に関する訴えの一審の専属管轄につき、その効果を実証し、さらにその専属管轄化の理念を、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から離れた地方においても浸透させ、地方に対する利便性を向上させることを検討する時期にきている。(日本弁理士会東海支部)

【先行技術調和手法の確立】

- ・ 先行技術文献の調査にかかる企業のコストが大きくなっており、各国共通の合理的な調査手法の確立が強く求められる。例えば、国際特許分類(IPC)をベースとした共通コードの整備や、検索範囲を共通化するための明細書フォームの統一などについて検討すべき。(日本経団連)

5. 利用者ニーズに対応した知財システムの構築

【柔軟な審査体制の構築】

- ・ スーパー早期審査制度の導入など、審査期間の短縮に向けた取組が進んでいることを評価する。一方、出願されるものの中には、中長期的な技術動向を見極めた上で権利化していくことが望ましいものも存在している。さらなる審査の効率化を進めつつ、出願者が早期の審査を必要としない場合には、実質的に審査請求期間の延長が認められる柔軟な審査体制を実現すべき。（日本経団連）

【特許審査】

- ・ 特許の審査について、日本語以外の言語の引用文献も積極的に使うべき。特許のデータベースで、英語のスペルで出願人名や発明者の検索ができるようにすべき。出願人識別番号、発明者識別番号を国際的に統一して設けるようにすべき。（個人）

【特許関連費用】

- ・ 現在のように世界的な景気後退の状況下にあっては、中小企業だけではなく、大企業も対象とした特許関連費用の引下げ等の措置を緊急的に講じるべき。（日本経団連）
- ・ 基本方針において料金減免制度を見直すことを高く評価する。書類審査の簡素化や事前審査の省略や虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課すという制度の導入などにより、申請手続の更なる簡便化を期待する。また、米国のスモールエンティティ制度のような抜本的な負担軽減策を講ずることを期待する。（日本弁理士会）

【中小企業対策】

- ・ 以下の支援をお願いしたい。①中小企業からの特許出願は、他の意思表示がなされない限り、特許出願と審査請求と早期審査請求の3つが同時になされたものとみなす制度を作ること。（最低限、1通の書類で3つの申請が同時にできるようにすること。）、②特許等の知的財産に関する審査時間の短縮、③特許や商標の査定時期の見通しについて問い合わせに答える仕組みを作ること、④特許や商標の査定基準を明確に定め、公表すること、⑤費用減免制度をアメリカのように一律50%にするなど、要件を簡素化し必要書類を簡素化すること、⑥弁理士など専門家への相談に係る費用助成の拡充と提出書類数の削減、⑦専門家に頼らずに基本的な権利化手続きが行えるマニュアル等の整備、⑧各種支援制度や利用方法の周知などに関する普及啓発とPRの徹底、⑨出願の電子化の流れは理解できるが、当分の間、中小企業者のために書面出願の道も残すこと。（東京商工会議所）

【弁理士手数料】

- ・ 中小企業にとっては特許取得費用、弁理士費用ともに負担になっている。一方で、弁理士が中小企業に対する手数料回収ができずに終わるケースも多い。弁理士手数料についての公的支援の枠組み創設を希望する。（日本弁理士会）

【機械翻訳】

- 外国において確実に権利を確保するためには、明細書の適切な翻訳が重要となるが、翻訳にかかるコストが非常に大きくなっており、コスト軽減のため自動翻訳ツールの活用が不可欠となっている。自動翻訳の精度のさらなる向上のため、システム開発に対する支援を充実させるべき。(日本経団連)

(以上)